



## 連合が36協定の締結を浸透させる活動 「Action! 36」をスタート 3月6日を「36（サブロク）の日」に制定

日本労働組合総連合会（連合）は、36協定の締結を浸透させる活動「Action! 36」をスタートしました。それとともに、ホームページ（<http://action36.jp/>）とロゴマークを公開、また「36協定」の浸透を目的とし、3月6日を「36（サブロク）の日」と制定しました。

今後も様々な活動を通して、労働組合のあるところもないところも含め、社会全体で大きなムーブメントを起こしていきます。



ロゴマーク

### “Action! 36”とは

会社が残業をさせるためには「36協定の締結」が不可欠です。しかし連合が行った調査では、そのことを知っている人は5割半ば、また勤め先が「36協定を締結している」のは、4割半ばとの回答でした。（連合2017年インターネット調査／有効回答数1000人）

この調査から、働く人たちがそもそも36協定を知らないこと、また36協定を結ばずに残業させている企業が多いという実態が浮き彫りになりました。

長時間労働を是正して、すべての職場で『より良い働き方』を実現していくためには、何はともあれ「36協定の適切な締結」が必要です。

そんな思いを込めて“Action! 36”をスタートさせました。

### “36協定”とは

「時間外・休日労働に関する協定」を労働者の代表と使用者が締結し、労働基準監督署長に届け出ていることを要件として、その協定で定められた範囲内でのみ、例外的に時間外労働・休日労働を認めています。この「時間外・休日労働に関する協定」が、通称「36（サブロク）協定※」です。

※“サブロク”協定と呼ばれる理由は、時間外・休日労働に関することが労働基準法第36条で規定されているためです。